

山行及び遭難対策に関する規定

- 1、当会の年間山行計画は山行部が原案を作成、世話人会の協議承認を得て総会で決定します。各山行は山行計画書を世話人会に提出し、承認を必要とします。
- 2、年間山行計画に準じる山行は年間計画を妨げない日時に計画し、クラブ山行同様世話人会の承認を必要とします。(準山行)
- 3、チーフリーダーは当該山行の目的実現に努力し、山岳事故への対処は参加者の連帯で行います。
- 4、自主山行(旧個人山行呼称)計画書の事前提出
会員・会友が単独又複数で自主山行(旧個人山行呼称)を行う時は、事故対策の為に山行計画書を事前に提出する事とします。

(提出先) 事故対策部 渡辺明美 FAX=0575-35-2343
 事務局 松尾千敏 0575-28-3621 (FAX兼用)

- 5、山行終了の報告励行(自主山行終了の報告も含む)
山行終了後速やかに終了報告をする事とします。
(報告先) ① 事故対策部 ② 事務局
(事務局はクラブニュースに掲載し情報交換の便宜を図ります)
- 6、当会の主催する山行(年間山行、準山行)には遭難緊急用の装備を、チーフリーダーが責任を持って所持する。但し山行には参加者が分担して所持する。
遭難緊急用装備は当会の備品として調達保管します。
- 7、どんなに簡単な山でも転倒接骨などで動けなくなる場合があります。こんな場合、参加者だけの救出・搬出はほとんど不可能です。ヘリコプターや地元の救援を頼むこととなります。最低一夜くらいのビバークに耐えねばなりません。

※ 遭難緊急用装備とは

ツェルト(2~3人用)	= 1張り	シュラフカバー(ゴアテックス)	= 2個
グラウンドシート	= 1枚	ロープ(8mm×30m)	必要に応じて
スコップ(雪山のみ)	= 1本	緊急医薬品	必要に応じて

- 8、遭難事故に掛る経済的負担は、すべて事故当事者のものとし、当会は責任を負えません。但し、事故現場に於いて緊急に支出を要する費用については、事故対策基金から一部立替、後日事故当事者より返金する事ができます。

※ 事故対策基金運用に関する規定を適用する。

9. 当会の主催する山行が、保険に関する規定のハードな山行に該当する場合は救出搬出の費用を補填する目的の保険等に加入している会員以外は参加できないものとする。

10. 緊急時連絡先（遭難、怪我等・送付資料参考）

☆事故対策部長	渡辺明美	TEL=0575-33-2690 携帯=090-2183-6106
☆代表世話人	堀越正栄	TEL=058-323-8996 携帯=090-2779-8330
☆副代表世話人	前島宏宣	TEL=058-383-7933 携帯=090-3386-0603
☆事務局	松尾千敏	携帯=0575-28-3621 携帯=090-2134-7729

* 以上いずれかに連絡する。

2018年4月22日 緊急時連絡先の変更